

広島県告示第五百九十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所において、平成二十七年十月十九日までの間、縦覧に供する。

平成二十七年十月五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道瀬野真線	安芸郡熊野町新宮七丁目一―二六番四地先から 安芸郡熊野町新宮七丁目一―二四九番一地先まで	平成二十七年一〇月五日